

山バス第125号  
平成28年12月27日

会員事業者 各位

公益社団法人 山口県バス協会  
会 長 河内 秀夫

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等  
の一部改正について

平素は当協会の業務にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送法の一部を改正する法律が12月2日に成立したことに伴い、事業者等の欠格要件が厳格化されたことを踏まえ、下記の申請については「申請者等が許可の取消しを受けた事業者において、取消しの原因となった事項の発生時現に運行管理者であった者で、申請日前5年間に運行管理者資格者証の返納命令を受けた者でないこと」とされましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 「一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について」の一部改正について
2. 「特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について」の一部改正について
3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の一部改正について
4. 「一般乗合自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

○一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について（平成16年6月30日付け国自総第141号・国自旅第81号・国自整第53号）

新	旧
<p>国自総第141号            国自旅第81号            国自整第53号            平成16年6月30日            国自安第58号            国自旅第270号            国自整第132号            平成20年2月6日  <u>国自旅第296号</u>  <u>一部改正 平成28年12月20日</u></p>	<p>国自総第141号            国自旅第81号            国自整第53号            平成16年6月30日            国自総第58号            国自旅第270号            国自整第132号            平成20年2月6日</p>
<p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について</p>	<p>各地方運輸局長 殿            沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託について</p>
<p>一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託については、平成12年11月1日付け自旅第125号の3、自整第171号の3及び自環第254号の3をもって通達をしたところであるが、今般、受託者の内容等についてその基準を見直したので、今後は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業の管理の受委託の許可申請がなされた場合には、同条第2項の規定によるほか、下記の基準により処理することとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、平成12年11月1日付けの上記通達は廃止する。</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業の管理の受委託については、平成12年11月1日付け自旅第125号の3、自整第171号の3及び自環第254号の3をもって通達をしたところであるが、今般、受託者の内容等についてその基準を見直したので、今後は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業の管理の受委託の許可申請がなされた場合には、同条第2項の規定によるほか、下記の基準により処理することとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、平成12年11月1日付けの上記通達は廃止する。</p>
<p>記</p> <p>1 委託の要件</p> <p>(1) 管理の受委託の範囲は、委託者の一般貸切旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業の乗合旅客運送に係るものを除く。）に係る保有車両数の1/2以内であること。</p> <p>(2) 委託する業務には、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務が含まれており、これらが一体的に委託されるものであること。</p>	<p>記</p> <p>1 委託の要件</p> <p>(1) 管理の受委託の範囲は、委託者の一般貸切旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業の乗合旅客運送に係るものを除く。）に係る保有車両数の1/2以内であること。</p> <p>(2) 委託する業務には、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務が含まれており、これらが一体的に委託されるものであること。</p>

- (3) 委託する業務のうち、運行管理業務及び整備管理業務については、運行管理者及び整備管理者の選任並びに運行管理規程等の制定をも含めて委託するものであること。  
なお、これに伴い必要となる関係官庁への届出等は、委託者が行うこと。
- (4) 受託者が委託に係る一般貸切旅客自動車運送事業（以下「委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設は、委託者が自ら行う事業の用に供する施設と明確に区分されていること。
- (5) 委託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

## 2 受託者の要件

- (1) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者の許可に基づき乗合旅客運送のみを行うものを除く。）に限るものとする。
- (2) 受託者は委託者と同一営業区域内で、事業を営むものであること。
- (3) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業の許可に際して、車種に条件が付されている場合は、受託できる車両も同一車種に限るものとする。
- (4) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業に関し、次の（イ）から（ニ）のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、管理の受委託の期間の終了に伴い、当該管理の受委託を引き続き行うための申請については、この限りではない。
- (イ) 法令等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (ハ) 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (ニ) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。
- (5) 受託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

## 3 委託事業に係る経営上の責任

委託事業の経営は、すべて委託者の名義で行い、第三者に対する経営上の責任は、委託者が負担するものであること。ただし、委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げるものではない。

- (3) 委託する業務のうち、運行管理業務及び整備管理業務については、運行管理者及び整備管理者の選任並びに運行管理規程等の制定をも含めて委託するものであること。  
なお、これに伴い必要となる関係官庁への届出等は、委託者が行うこと。
- (4) 受託者が委託に係る一般貸切旅客自動車運送事業（以下「委託事業」という。）のために使用する事業用自動車その他の諸施設は、委託者が自ら行う事業の用に供する施設と明確に区分されていること。
- (5) 委託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

## 2 受託者の要件

- (1) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者の許可に基づき乗合旅客運送のみを行うものを除く。）に限るものとする。
- (2) 受託者は委託者と同一営業区域内で、事業を営むものであること。
- (3) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業の許可に際して、車種に条件が付されている場合は、受託できる車両も同一車種に限るものとする。
- (4) 受託者は一般貸切旅客自動車運送事業に関し、次の（イ）から（ハ）のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、管理の受委託の期間の終了に伴い、当該管理の受委託を引き続き行うための申請については、この限りではない。
- (イ) 法令等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (ハ) 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者でないこと。
- (5) 受託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

## 3 委託事業に係る経営上の責任

委託事業の経営は、すべて委託者の名義で行い、第三者に対する経営上の責任は、委託者が負担するものであること。ただし、委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げるものではない。

#### 4 委託料

委託料については、委託事業に係る運送費等の諸経費が償われるものであること。  
また、委託料は、その算出の方法と基準が明確にされていること。

#### 5 許可の実施に当たって留意する事項

- (1) 委託者及び受託者において、受委託に係る雇用等の労働条件に関し労使間で合意がなされていること。
- (2) 受委託の許可申請に際しては、委託者及び受託者双方の労使間による受委託に関する協定書、確認書等の提出を求めること。
- (3) 受託者の内容が、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に適合したものであること。

#### 6 管理の受委託の期間

管理の受委託の期間は原則として5年間とし、その更新にあっても同様とすること。  
なお、更新の申請は、当該期間の終了する2ヶ月前までにこれを行うよう指導すること。

#### 7 輸送の安全等

- (1) 委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られるよう委託者及び受託者を指導、監督すること。
- (2) 委託者と受託者の間には、委託事業に係る事業用自動車自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故を引き起こした場合その他緊急事態における緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。
- (3) 管理の受委託の許可に係る審査を行う際には、地方運輸局自動車交通部及び自動車技術安全部において、沖縄総合事務局にあっては運輸部陸上交通課及び車両安全課において緊密に連絡を取り合い審査を行うこと。

#### 8 許可書に付記する条件

管理の受委託の許可を行う際には、次の条件を付さなければならない。

- (1) 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が管理の受委託の許可を行った事業に関し、事業上の報告をさせ、書類を提出させ又は職員を派遣して事業の状況を検査させようとするときは、受託者は、これを拒むことができないこと。
- (2) 地方運輸局長が、道路運送法に基づき命令を発したときは、受託者は、その実施につき委託者とともにその責に任じなければならないこと。
- (3) 委託者又は受託者が管理の受委託の許可を受けた事業の経営に関し、法令、法令に基づいてした処分又は処分に付した条件に違反しその他公共の福祉を害する行為をしたときは、地方運輸局長は、管理の受委託の許可を取り消すことができること。

#### 4 委託料

委託料については、委託事業に係る運送費等の諸経費が償われるものであること。  
また、委託料は、その算出の方法と基準が明確にされていること。

#### 5 許可の実施に当たって留意する事項

- (1) 委託者及び受託者において、受委託に係る雇用等の労働条件に関し労使間で合意がなされていること。
- (2) 受委託の許可申請に際しては、委託者及び受託者双方の労使間による受委託に関する協定書、確認書等の提出を求めること。
- (3) 受託者の内容が、職業安定法（昭和22年法律第141号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に適合したものであること。

#### 6 管理の受委託の期間

管理の受委託の期間は原則として5年間とし、その更新にあっても同様とすること。  
なお、更新の申請は、当該期間の終了する2ヶ月前までにこれを行うよう指導すること。

#### 7 輸送の安全等

- (1) 委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られるよう委託者及び受託者を指導、監督すること。
- (2) 委託者と受託者の間には、委託事業に係る事業用自動車自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に定める事故を引き起こした場合その他緊急事態における緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。
- (3) 管理の受委託の許可に係る審査を行う際には、地方運輸局自動車交通部及び自動車技術安全部において、沖縄総合事務局にあっては運輸部陸上交通課及び車両安全課において緊密に連絡を取り合い審査を行うこと。

#### 8 許可書に付記する条件

管理の受委託の許可を行う際には、次の条件を付さなければならない。

- (1) 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が管理の受委託の許可を行った事業に関し、事業上の報告をさせ、書類を提出させ又は職員を派遣して事業の状況を検査させようとするときは、受託者は、これを拒むことができないこと。
- (2) 地方運輸局長が、道路運送法に基づき命令を発したときは、受託者は、その実施につき委託者とともにその責に任じなければならないこと。
- (3) 委託者又は受託者が管理の受委託の許可を受けた事業の経営に関し、法令、法令に基づいてした処分又は処分に付した条件に違反しその他公共の福祉を害する行為をしたときは、地方運輸局長は、管理の受委託の許可を取り消すことができること。

附 則（平成16年6月30日 国自総第141号、国自旅第81号、国自整第53号）  
本処理方針は、平成16年8月1日以降に申請を行うものから適用するものとする。

附 則（平成20年2月6日 国自安第58号、国自旅第270号、国自整第132号）  
本処理方針は、平成20年2月6日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第296号）  
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自総第141号、国自旅第81号、国自整第53号）  
本処理方針は、平成16年8月1日以降に申請を行うものから適用するものとする。

附 則（平成20年2月6日 国自総第58号、国自旅第270号、国自整第132号）  
本処理方針は、平成20年2月6日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

○特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針について（平成14年1月31日付け国自旅第165号の2）

改 正	現 行
<p>国自旅第165号の2 平成14年1月31日 国自旅第70号 平成14年7月1日 国自旅第78号 平成16年6月30日 国自旅第107号 平成19年7月25日 国自旅第117号 平成20年6月27日 国自旅第438号 平成26年1月24日 <u>国自旅第298号</u> <u>一部改正 平成28年12月20日</u></p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について</p> <p>記</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条第1項） (1) 運送需要者 ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。 ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。</p> <p>(2) 取扱客</p>	<p>国自旅第165号の2 平成14年1月31日 国自旅第70号 平成14年7月1日 国自旅第78号 平成16年6月30日 国自旅第107号 平成19年7月25日 国自旅第117号 平成20年6月27日 国自旅第438号 平成26年1月24日</p> <p>各地方運輸局長 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>特定旅客自動車運送事業の申請に対する処分及び標準処理期間の 処理方針について</p> <p>記</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条第1項） (1) 運送需要者 ① 需要者が原則として単数の者に特定されていること。ただし、実質的に単数と認められる場合はこの限りではない。 ② 需要者が運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させない等自らの運送需要を満たすための契約であると認められること。</p> <p>(2) 取扱客</p>

- ① 一定の範囲に限定されていること。
  - ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。
- (3) 路線又は営業区域
- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
  - ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。
- (4) 公衆の利便
- 申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。
- (5) 営業所
- 配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。
- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
  - ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
  - ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。
- (6) 事業用自動車
- 申請者が使用権原を有するものであること。
- (7) 自動車車庫
- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
  - ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
  - ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
  - ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
  - ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
  - ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
  - ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設
- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設

- ① 一定の範囲に限定されていること。
  - ② 需要者の事業目的を達成するために需要者に従属する者を送迎する場合、需要者が自己の施設を利用させることを事業目的として客を送迎する場合等需要者の負担で輸送することに十分合理性が認められる取扱旅客であること。
- (3) 路線又は営業区域
- ① 需要者の需要と整合性のある路線又は営業区域が設定されていること。
  - ② 路線については、事業用自動車の運行上支障のないものであること。
- (4) 公衆の利便
- 申請に係る事業の経営により、当該路線又は営業区域に関連する他の旅客自動車運送事業者による一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。
- (5) 営業所
- 配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。
- ① 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
  - ② 建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであること。
  - ③ 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。
- (6) 事業用自動車
- 申請者が使用権原を有するものであること。
- (7) 自動車車庫
- ① 原則として営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。
  - ② 車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が50センチメートル以上確保され、かつ、営業所に配置する事業用自動車の全てを収容できるものであること。
  - ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
  - ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
  - ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。
  - ⑥ 事業用自動車の点検、整備及び清掃のための施設が設けられていること。
  - ⑦ 事業用自動車の出入りに支障のない構造であり、前面道路が車両制限令(昭和36年政令第265号)に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (8) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設
- ① 原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。ただし併設

できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。

- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受

できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で2キロメートルの範囲内にあること。

- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
- ④ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないものであること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであること。
- ② 営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること。
- ③ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所とが常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止等についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程等が定められていること。
- ⑦ 原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

(10) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② この場合、適切な乗務割、労働時間を前提としたものであること。
- ③ 運転者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第36条第1項各号に該当する者ではないこと。

(11) 法令遵守

申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①から③のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受



けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任したものを含む。)ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

#### (12) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

#### 2 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))

(1) 1. (1)~(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え

けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任したものを含む。)ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

#### (12) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

ただし、公営の事業者は、この限りではない。

#### 2 事業計画の変更の認可(法第43条第5項(法第15条準用))

(1) 1. (1)~(10)、(12)の定めるところに準じて審査すること。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え

190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

### 3 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則（平成14年1月31日 国自旅第165号の2）

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1（11）、2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年7月1日 国自旅第70号）

1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1.（11）、2.（2）①及び2.（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第78号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

### 3 標準処理期間

1. については3ヶ月、2. については2ヶ月とする。

附 則（平成14年1月31日 国自旅第165号の2）

1. 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1（11）、2（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成14年7月1日 国自旅第70号）

1. 本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。
2. 1.（11）、2.（2）①及び2.（2）②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第78号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成26年1月24日 国自旅第438号)

1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成28年12月20日 国自旅第298号)

1. 本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている特定旅客運送事業者については施行日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年6月27日 国自旅第117号)

1. 本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成26年1月24日 国自旅第438号)

1. 本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

## ○一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について（平成11年12月13日付け自旅第128号、自環第241号）

改 正		現 行	
	自旅第128号		自旅第128号
	自環第241号		自環第241号
制定	平成11年12月13日	制定	平成11年12月13日
	国自旅第35号		国自旅第35号
一部改正	平成13年3月29日	一部改正	平成13年3月29日
	国自旅第159号		国自旅第159号
一部改正	平成14年1月30日	一部改正	平成14年1月30日
	国自旅第69号		国自旅第69号
一部改正	平成14年7月1日	一部改正	平成14年7月1日
	国自総第138号		国自総第138号
	国自旅第76号		国自旅第76号
一部改正	平成16年6月30日	一部改正	平成16年6月30日
	国自旅第23号		国自旅第23号
一部改正	平成17年4月28日	一部改正	平成17年4月28日
	国自旅第226号		国自旅第226号
一部改正	平成18年1月20日	一部改正	平成18年1月20日
	国自旅第183号		国自旅第183号
一部改正	平成18年9月29日	一部改正	平成18年9月29日
	国自旅第107号		国自旅第107号
一部改正	平成19年7月25日	一部改正	平成19年7月25日
	国自旅第117号		国自旅第117号
一部改正	平成20年6月27日	一部改正	平成20年6月27日
	国自旅第146号		国自旅第146号
一部改正	平成21年9月29日	一部改正	平成21年9月29日
	国自旅第271号		国自旅第271号
一部改正	平成25年10月31日	一部改正	平成25年10月31日
	国自旅第436号		国自旅第436号
一部改正	平成26年1月24日	一部改正	平成26年1月24日
	国自旅第172号		国自旅第172号
一部改正	平成26年10月10日	一部改正	平成26年10月10日
	国自旅第200号		国自旅第200号
一部改正	平成28年11月1日	一部改正	平成28年11月1日
	国自旅第295号		国自旅第295号
一部改正	平成28年12月20日		
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿		各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

- 1 略
- 2 略

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
  - (1)～(9) (略)
  - (10) 法令遵守
    - ①、② (略)
    - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ニ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
      - (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
      - (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
      - (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申

自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

- 1 略
- 2 略

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- 1 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）
  - (1)～(9) (略)
  - (10) 法令遵守
    - ①、② (略)
    - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ニ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。
      - (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
      - (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
      - (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申

請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（削除）

（二）申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) ~ (14) (略)

## 2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人

請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(二) 申請者等が、申請日前2年間に、法第40条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日までの間に法第38条第1項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止をした者が法人である場合における当該処分を行う原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(11) ~ (14) (略)

## 2 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人

- 人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
  - ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
  - ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
  - ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3～8 (略)

附 則(平成14年1月30日 国自旅第159号)

- 1 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 1(10)②、2(2)①及び2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年6月27日 国自旅第69号)

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成17年4月28日 国自旅第23号)

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成18年1月20日 国自旅第226号)

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成18年9月29日 国自旅第183号)

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

- の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
  - ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
  - ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
  - ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3～8 (略)

附 則(平成14年1月30日 国自旅第159号)

- 1 本処理方針は、平成14年2月1日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 1(10)②、2(2)①及び2(2)②におけるタクシー業務適正化特別措置法に基づく処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含むものとする。

附 則(平成14年6月27日 国自旅第69号)

本処理方針は、平成14年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則(平成16年6月30日 国自総第138号、国自旅第76号)

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成17年4月28日 国自旅第23号)

本処理方針は、平成18年4月28日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成18年1月20日 国自旅第226号)

本処理方針は、平成18年2月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成18年9月29日 国自旅第183号)

本処理方針は、平成18年10月1日以降の処分から適用する。

附 則(平成19年7月25日 国自旅第107号)

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)  
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自旅第146号)  
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成25年10月31日 国自旅第271号)  
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第436号)  
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年10月10日 国自旅第172号)  
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成28年11月1日 国自旅第200号)  
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。

附 則(平成28年12月20日 国自旅第295号)  
本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

1. 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則(平成20年6月27日 国自旅第117号)  
本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成21年9月29日 国自旅第146号)  
1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成25年10月31日 国自旅第271号)  
本処理方針は、平成25年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年1月24日 国自旅第436号)  
本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成26年10月10日 国自旅第172号)  
本処理方針は、平成26年10月17日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則(平成28年11月1日 国自旅第200号)  
本処理方針は、平成28年12月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。ただし、1. (12)③については、平成28年12月1日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。



## ○一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針（平成13年8月29日付け国自旅第71号）の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自旅第71号 平成13年8月29日</p> <p>一部改正 平成14年7月1日</p> <p>一部改正 平成16年6月30日</p> <p>一部改正 平成17年4月28日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日</p> <p>一部改正 平成19年7月25日</p> <p>一部改正 平成20年6月27日</p> <p>一部改正 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 平成22年8月18日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p><u>一部改正 平成28年12月20日</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第71号 平成13年8月29日</p> <p>一部改正 平成14年7月1日</p> <p>一部改正 平成16年6月30日</p> <p>一部改正 平成17年4月28日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日</p> <p>一部改正 平成19年7月25日</p> <p>一部改正 平成20年6月27日</p> <p>一部改正 平成21年9月29日</p> <p>一部改正 平成22年8月18日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針</p>
<p>1. および2. (略)</p> <p>【別紙】</p> <p>1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）  (1)～(8) (略)  (9) 法令遵守  ①および② (略)  ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（三）までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。  （イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域にお</p>	<p>1. および2. (略)</p> <p>【別紙】</p> <p>1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）  (1)～(8) (略)  (9) 法令遵守  ①および② (略)  ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の（イ）から（ハ）までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。  （イ）法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域にお</p>

ける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ロ) および (ハ) (略)

(二) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(10) ~ (13) (略)

2. ~ 9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

ける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(ロ) および (ハ) (略)

(10) ~ (13) (略)

2 ~ 9. (略)

附 則（平成14年7月1日 国自旅第67号）

本処理方針は、平成14年7月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成16年6月30日 国自旅第75号）

本処理方針は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日 国自旅第23号）

本処理方針は、平成17年4月28日以降に申請を受付たものから適用するものとする。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第146号）

本処理方針は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成19年7月25日 国自旅第107号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請するものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月27日 国自旅第106号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用するものとする。

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

附 則（平成21年9月29日 国自旅第145号）

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日 国自旅第302号）

本処理方針は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

1 本処理方針は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成22年8月18日 国自旅第90号）

本処理方針は、平成22年9月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第434号）

本処理方針は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。